

生物多様性の保全に関する決議

日本で唯一亜熱帯地域に属する沖縄県は、様々な生物をはぐくむサンゴ礁の海に囲まれ、世界的に貴重な動植物が生息していることで知られています。その沖縄県の中でも本島北部に位置する名護市の東部沿岸は、国際自然保護連合が絶滅危惧種としているジュゴンやアオサンゴをはじめ数々の希少動物が生息しています。近年の調査で、名護市東海岸の大浦湾には多数の日本初記録種の生息が確認され、今後、生物多様性地域の一つとして、保全のための戦略を策定していくことが求められています。

しかし現在、日本政府はアメリカ政府とともに、この名護市東海岸の辺野古崎・大浦湾に、埋め立て工事による新たな米軍基地建設を計画しています。

また、この計画に対して、国際自然保護連合からは日米両政府にジュゴン保護措置の勧告が出され、ジュゴン訴訟の行われたサンフランシスコ地裁からは米国防総省へ「国家歴史遺産保護法違反」の判決が出されるなど、国際機関、自然保護団体等より多くの批判が寄せられています。

日本政府は、生物多様性条約締約国会議・COP10のホスト国として、生物多様性の消失による「損失を止めるべく新たな行動を開始し」、「COP10を契機に開始される世界的な行動を、各国の先頭に立って実施していくことを約束する」(平成22年9月23日、第65回国連総会における生物多様性ハイレベル会合における前原外務大臣の発言)としていますが、今後は、その発言と自国の政策の整合性が求められます。

COP10に参加されている皆さん、ぜひ沖縄県名護市に足を運び、名護市の貴重な自然と東海岸の大浦湾を見てください。そして、この海を守ることが生物多様性条約の締約国として求められる行動であり、生物多様性の保全を目的としたこの会議が、守られるべき自然を守る真に意義のある会議であるために、見解を示していただくとともに、広く地球規模から地域に至るまで協働すべきだと考えます。

よって名護市議会は、良識ある世界の市民とともに生物多様性を守るために行動していくことを決議します。

以上、決議する。

平成22年10月15日

沖縄県名護市議会

あて先 : 環境大臣、沖縄県知事、生物多様性条約締約国会議事務局(カナダ)、
生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会事務局